

店頭バイナリーオプション取引に関する事前説明書 対比表 (LION BO)

平成 26 年 3 月 10 日

(青字部分は変更、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC 証券(OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 ● サクソ銀行(Saxo Bank A/S) 銀行業 / デンマーク金融庁 ● UBS 銀行(UBS AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● バークレイズ銀行(Barclays Bank PLC) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● ドイツ銀行(Deutsche Bank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● シティバンク、エヌ・エイ(Citibank, N.A) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● ノムラ・インターナショナル PLC (Nomura International plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● クレディ・スイス銀行(Credit Suisse AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● セントラル短資 FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● コメルツ銀行(Commerzbank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・PLC (Morgan Stanley & Co. International PLC) 金融業 / 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会 ● ゴールドマン・サックス証券(Goldman Sachs Japan CO.,Ltd.) 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● 香港上海銀行(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業 / 香港金融管理局 ● フィリップフューチャーズ (Phillip Futures Private Limited) 金融先物取引業 / シンガポール通貨庁 ● 株式会社サイバーエージェント FX 金融商品取引業 / 日本金融庁 <p>以下、省略</p>	<p>10. 当社では、お客様からのご注文を受託した場合、当該注文に呼応するカバー取引を次の業者と行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● OCBC 証券(OCBC Securities Private Limited) 証券業 / シンガポール金融管理庁及びシンガポール取引所 ● サクソ銀行(Saxo Bank A/S) 銀行業 / デンマーク金融庁 ● UBS 銀行(UBS AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● バークレイズ銀行(Barclays Bank PLC) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● ドイツ銀行(Deutsche Bank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● シティバンク、エヌ・エイ(Citibank, N.A) 銀行業 / 米国通貨監督局及び米国連邦準備制度理事会 ● ノムラ・インターナショナル PLC (Nomura International plc) 銀行業 / 英国ブルーデンス規制機構および英国金融行為監督機構 ● クレディ・スイス銀行(Credit Suisse AG) 銀行業 / スイス連邦銀行委員会 ● セントラル短資 FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● コメルツ銀行(Commerzbank AG) 銀行業 / ドイツ連邦金融監督局 ● モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・PLC (Morgan Stanley & Co. International PLC) 金融業 / 米国証券取引委員会及び米国商品先物取引委員会 ● ゴールドマン・サックス証券(Goldman Sachs Japan CO.,Ltd.) 金融商品取引業 / 日本金融庁 ● 香港上海銀行(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業 / 香港金融管理局 ● フィリップフューチャーズ (Phillip Futures Private Limited) 金融先物取引業 / シンガポール通貨庁 ● 株式会社サイバーエージェント FXワイジェイ FX 株式会社 金融商品取引業 / 日本金融庁
<p>当社の概要・連絡先及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>1.当社の概要及び連絡先</p>	<p>当社の概要・連絡先及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>1.当社の概要及び連絡先</p>

<p>当社の概要は次のとおりです。</p> <p>【商 号】ヒロセ通商株式会社</p> <p>【住 所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-3-19 MG ビル</p> <p>【代表取締役】細合 俊一</p> <p>【登 録 番 号】第一種金融商品取引業 近畿財務局長（金商） 第 41 号</p> <p>【設立年月日】平成 16 年 3 月 18 日</p> <p>【資 本 金】420,795 千円</p> <p>【電 話 番 号】06-6534-0708（代表）</p> <p>【U R L】http://hirose-fx.co.jp</p> <p>【業 務 内 容】第一種金融商品取引業</p> <p>【加 入 協 会】一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1562）</p> <p>当社の連絡先は次のとおりです。</p> <p>【電 話 番 号】0120-63-0727（フリーダイヤル） 06-6534-0708（代表）</p> <p>【メー ル】info@hirose-fx.co.jp</p> <p>【F A X】06-6534-0709</p>	<p>当社の概要は次のとおりです。</p> <p>【商 号】ヒロセ通商株式会社</p> <p>【住 所】〒550-0013 大阪府大阪市西区新町 1-3-19 MG ビル</p> <p>【代表取締役】細合 俊一</p> <p>【登 録 番 号】第一種金融商品取引業 近畿財務局長（金商） 第 41 号</p> <p>【設立年月日】平成 16 年 3 月 18 日</p> <p>【資 本 金】420,795 千円</p> <p>【電 話 番 号】06-6534-0708（代表）</p> <p>【U R L】http://hirose-fx.co.jp</p> <p>【業 務 内 容】第一種金融商品取引業</p> <p>【加 入 協 会】一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1562）</p> <p>当社の連絡先は次のとおりです。</p> <p>【電 話 番 号】0120-63-0727（フリーダイヤル） 06-6534-0708（代表）</p> <p>【メー ル】info@hirose-fx.co.jp</p> <p>【F A X】0120-34-0709（フリーダイヤル） 06-6534-0709（一般）</p>
平成 25 年 12 月 16 日	平成 26 年 3 月 10 日